

報 第 1 1 号

専決処分報告について

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例）

本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、
報告する。

令和 5 年（2023 年）5 月 26 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第10号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規
定により専決処分する。

令和5年（2023年）5月11日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日条例第7号）

改正後	改正前
<p>(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>